

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が京都南部都市広域行政圏（宇治市・城陽市・向日市・長岡京市・八幡市・京田辺市・久御山町・宇治田原町・井手町・大山崎町）において発生し、緊急的に災害応急対応や復興時に人員や物資輸送のため、車両が必要となった場合における車両の提供について、京都南部都市広域行政圏推進協議会（以下「甲」という。）と F レンタリース（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、甲の地域防災計画（広域編）及び構成各市町の地域防災計画に基づき、京都府南部都市広域行政圏で地震等による大規模災害が発生（以下「災害時」という。）し、緊急応急対策や災害復興時に甲が車両を必要とする場合、乙の車両提供協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第 2 条 甲は、災害時の応急対応や災害復興のための車両を必要とする時は、乙に対して車両（貸与）提供の協力を要請するものとする。

（要請手段）

第 3 条 前条の規定による甲の要請は甲の会長が行う。ただし、災害の状態により甲の副会長又はこれに相当する者からも要請を行うことができる。

2 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める車両提供の協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名・氏名と担当者名
- (2) 車両の提供を必要とする市町名及び場所
- (3) 要請の理由
- (4) 要請する車種及び台数
- (5) 履行の期日及び場所
- (6) その他必要な事項

（提供）

第 4 条 甲の要請により乙は速やかに必要車両を整え、優先的に提供するものとする。

2 乙は、要請に基づき、実施細目に定める場所又は甲の指示する場所へ車両を搬送するものとする。

（実績報告）

第 5 条 乙は、前条の規定により車両の提供を実施した場合は、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、乙は実施細目で定める災害時における輸送車両提供の協力実績報告書を甲に提出するものとする。

- (1) 提供した車両及び車両登録番号
- (2) 履行の市町名及び場所
- (3) 提供した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

（費用の負担）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が実施した車両提供に係る費用については、無償提供とする。但し、提供 4 日目以降は提供を受けた甲の構成市町がその費用を負担するものとする。

（費用の請求）

第 7 条 乙は、実施した車両の提供の協力実績を集計し、甲の構成市町毎にその支払いを請求するも

のとする。

(費用の支払い)

第8条 甲の構成市町は、前条の規定に基づき乙から費用の支払いの請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(費用の決定)

第9条 甲が負担する費用については、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

(通知)

第10条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、参集場所等に関して重要な変更が生じた時は、その都度乙に通知するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議のうえ、実施細目で定めるものとする。

(実施日)

第12条 この協定は、協定締結の日から実施する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、実施細目に定めるもののほか甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年7月6日

甲 京都府宇治市宇治琵琶 33
京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

乙 京都府京田辺市三山木見尊田 16
F レンタリース株式会社
代表取締役会長

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における輸送車両提供の協力に関する協定京都南部都市広域行政圏推進協議会とFレンタリース株式会社との協定(以下「協定」という。)第11条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続きその他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(要請手続)

第2条 協定第3条第2項に規定する甲が乙に提出する災害時における輸送車両提供の協力要請書(以下「要請書」という。)は、様式1のとおりとする。

(要請連絡先)

第3条 要請等の手続きに係る甲、及び乙の窓口については、次のとおりとする。

①「甲」緊急連絡先

第1連絡先 宇治市市長公室危機管理課長

電 話 0774-39-9421

F A X 0774-39-9422

第2連絡先 向日市市民生活部環境政策課長

電 話 075-931-1111 (代)

F A X 075-922-6587

第3連絡先 八幡市総務部市民自治安全課長

電 話 075-983-1111 (代)

F A X 075-982-7988

②「乙」の連絡先

第1連絡先 Fレンタリース株式会社本社

電 話 0120-37-8735

F A X 0774-68-2526

第2連絡先 神戸空港営業所

電 話 078-306-1134

F A X 078-306-1144

第3連絡先 名古屋東営業所

電 話 0561-55-3357

F A X 0561-55-3257

(参集場所)

第4条 協定第4条に規定する参集場所は、要請書に掲げる場所又は災害時に甲の指定する場所とし、要望書に変更があった時は、甲はその都度これを乙に届け出ることとする。

(車両提供実績報告書)

第5条 協定第5条に規定する乙が甲に提出する災害時における輸送車両提供の協力実績報告書は、様式2のとおりとする。

(支払いの請求方法)

第6条 乙は、協定第7条に規定する費用の請求を、実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

(実施日)

第7条 この細目は、協定締結の日から効力を生ずるものとする。

様式 1

発 番
年 月 日

F レンタリース株式会社
代表取締役会長 様

京都南部都市広域行政圏推進協議会
会長 宇治市長

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定第 3 条第 2 項に基づき、次のとおり車両の提供協力を要請します。

要請を行った者の職名・氏名と担当者名及び連絡先	電話 () —
口頭・電話による連絡日時	年 月 日 時 分
業務の提供を必要とする市 町 名 及 び 場 所	市町名 場 所
要 請 理 由	
要 請 す る 車 種	
要 請 す る 車 両 台 数	
履 行 の 期 日 及 び 場 所	(期日) 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間) (場所)
備 考	

様式 2 略